

別表六の二(十三)

「14」、「22」又は「28」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

雇用者の数が増加した場合又は特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	------------------	-----	-----

当該連結親法人事業年度 前日における雇用 (各連結法人の別表六 一「4」の合計)	「14」欄	人	控除対象基準雇用者数又は控除対象	人
基 準 雇 用 者 (各連結法人の別表六の 一「4」の合計)－(各連結法人の 付表一「6」の合計) (マ ル)	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(基準雇用者数により税額控除 額を計算している場合)※1又は特定の地域において雇用者の数が増加した場合の 特別控除(特定地域基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)※2を適用 している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成28年旧措置法第68条の15の3第1項」※1 又は「第68条の15の2第1項」※2 ② 「区分番号」欄：「10423」※1又は「10571」※2 ③ 「適用額」欄：「14」欄の金額 ※1 平成28年旧措置法第68条の15の3第1項(区分番号：「10423」) 平成28年4月1日前に開始した連結事業年度 ※2 第68条の15の2第1項(区分番号：「10571」) 平成28年4月1日以後に開始する連結事業年度			
基 準 雇 用 者 (2) (1)				
給 与 等 支 給 額 (各連結法人の別表六 一「30」の合計)				
比 較 給 与 等 支 給 額 (各連結法人の別表六 一「38」の合計)				
特定地域基準雇用者数 (別表六の二(十三)付表一「12」の合計)				
調 整 基 準 雇 用 者 数 (2)－(16)	7		当 期 税 額 控 除 額 (12)－(13)	14
地 方 事 業 所 税 額 控 除 限 度 額 の 計 算		地 方 事 業 所 特 別 税 額 控 除 限 度 額 の 計 算		
地方事業所基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十三)付表一「17」の 合計)－(各連結法人の別表六の二(十三)付表一 「18」の合計) (マ ル)	15	人	地方事業所特別基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十三)付表一「23」の合計)	23
控除対象地方事業所 (2)と(15)のうち少ない金額			地方事業所特別税額控除限度額 (23)と(15)のうち少ない金額	24
地方事業所税額 (20万円又は (4)<(5))			地方事業所特別税額控除額 (24)と(23)のうち少ない金額	25
当 期 税 額 (10)×			額	26
差引当期税額基準額残額 (18)－(12)－(別表六の二(十二)「23」)	19		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「7の⑱」)	27
当 期 税 額 控 除 可 能 額 (17)と(19)のうち少ない金額	20		当 期 税 額 控 除 額 (24)－(25)	28
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「7の⑰」)	21		法人税額の特別控除額 (14)＋(22)＋(28)	29
当 期 税 額 控 除 額 (20)－(21)	22			
各 連 結 法 人 の 当 期 税 額 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 に 関 す る 明 細				
基準雇用者数又は特定 (14)×	「22」欄			
地方事業所基準雇用者数 (22)×	特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額 の特別控除(地方事業所基準雇用者数により税額控除額を計 算している場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の2第2項」 ② 「区分番号」欄：「10554」 ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額			
地方事業所特別基準雇用者数 (28)×				
(別表六の二(十三)付表一「5」)－				33

別表六の二(十三) 平二十八・四・一以後終了連結事業年度分